

宇宙産業振興に向けた  
企業調査・伴走支援等業務委託 仕様書

令和5年10月13日

北九州市産業経済局  
地域経済振興部次世代産業推進課

## 1 件名

宇宙産業振興に向けた企業調査・伴走支援等業務委託

## 2 業務目的

国においては、宇宙基本計画（令和2年6月改訂）において「我が国の宇宙産業の規模（約1.2兆円）を2030年代早期に倍増することを目指す」という目標を掲げ、人工衛星やロケット等の宇宙機器産業の国際競争力の強化、衛星通信・データ提供等の宇宙利用産業の振興に取り組んでいる。

本市には、衛星開発や衛星データ活用を行う学術機関や、部品製造やデータ活用に強みを持つ、モノづくり企業やIT企業が集積するなど、将来的に衛星の企画・設計から製造までを一気通貫で取り組むポテンシャルを有していると考えられる。

本業務委託においては、本市が「小型衛星の開発・製造の拠点」やその他の目指すべき姿に向かっていく中で必要なロードマップの作成支援のほか、企業向けの勉強会・支援の実施を通じて、企業が宇宙産業に取り組んでいく機運を醸成し、本市の宇宙産業を振興していくことを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) (仮称)北九州宇宙ビジネスネットワーク参加企業向け勉強会の実施（1回以上） （20人程度／回）

宇宙ビジネスに関心のある企業が参加する「(仮称)北九州宇宙ビジネスネットワーク」において、宇宙ビジネスに対する理解を深めるための勉強会を実施する。

勉強会の実施にあたっては、勉強会の内容の企画、当日配布する資料の準備、当日の勉強会の運営（司会等）、講師の確保、勉強会の広報について、実施すること。

### (2) 宇宙ビジネス可能性調査

「(仮称)北九州宇宙ビジネスネットワーク」の参加企業を中心に、今後個別に支援を行っていく上で必要な調査を行う。（20社程度）

調査にあたっては、「(仮称)北九州宇宙ビジネスネットワーク」に企業が参加する際のアンケート調査の内容や、企業のホームページ情報のほか、必要に応じて勉強会の場等を活用してヒアリング等を行い、得た情報について下記の＜調査の観点＞に従って、企業ごとに調査書（A4で半枚～1枚程度）を作成して報告書としてまとめること。

また、調査の結果、製品・サービスの事業化につながる可能性が高い企業に対しては、衛星データ利活用実証事業の実施を問わず、今年度から（3）に記載のとおり伴走支援業務を行うこと。

#### <調査の観点>

- ① 宇宙ビジネスの中で関心のある分野
- ② 宇宙ビジネスに踏み出す上で必要な環境や情報、支援策

#### (3) 衛星データ利活用実証事業を行う企業や大学等への伴走支援（3～4団体程度）

衛星データ利活用実証事業を行う企業や大学等からの相談対応や、マッチング支援などの伴走支援を行う。

月1回程度、企業や大学等の課題や希望事項等についてヒアリングを行い、各団体のニーズに応じた支援を市と連携して行うこと。

また、(2)に記載の宇宙ビジネス可能性調査業務を通じて、製品・サービスの事業化につながる可能性が高い企業が把握できた場合は、衛星データ利活用実証事業の実施を問わず、伴走支援を行うこと。

#### (4) ロードマップ作成支援

本市が「小型衛星の開発・製造の拠点」や、宇宙ビジネスの振興を目指す上で今後のあるべき姿や方向性のほか、必要な取り組みやスケジュールについて、ロードマップ案を提案すること。

ロードマップ案の提案に際しては、「北九州市産業ポテンシャル調査業務委託」の調査報告書や、宇宙ビジネス可能性調査の内容などを踏まえて作成するほか、市と議論の場を設け、両者の意見を反映しながら作成支援を行う。

### 5 成果品

#### (1) 業務完了報告書

#### (2) 宇宙ビジネス可能性調査報告書

データ：Microsoft PowerPoint, Word 等編集可能なもの

#### (3) ロードマップ提案書

データ：Microsoft PowerPoint, Word 等編集可能なもの

### 6 提出先

北九州市産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課

### 7 その他

(1) 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。

(2) 作成にあたって、写真、イラストなど他の刊行物からの無断転載等著作権の

侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合には、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取ること。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規

則に定めのない事項については、発注者と受注者とは協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

(4) 企画提案(公募型プロポーザル方式の実施)については、別紙実施説明書による。